

令和7年度和歌山県障害者委託訓練事業
委託先選定のための企画提案募集要領

和歌山県立産業技術専門学院（以下「学院」という。）が実施する障害者委託訓練事業の委託先選定に係るプロポーザルの実施について、次のとおり定める。

なお、このプロポーザルによる委託先内定の効力は、プロポーザルの対象となる業務に係る厚生労働省との協議等が整うことにより生じるものである。

1 業務の目的及び内容

- (1) 実施する全ての職業訓練を通じ、受講者全員の就職促進を図ることを目的とする。
- (2) 職業訓練の内容は、別添「仕様書1」及び「仕様書2」のとおりとする。
- (3) 企画提案を募集する訓練実施地域、訓練科、定員、募集期間、訓練期間（以下「訓練コース」という。）は次のとおりとする。

【田辺産業技術専門学院実施分】

① 知識・技能等習得コース（集合訓練）

分野 地域		事務分野
御坊 公共職業 安定所 管轄内	訓練科 定員 募集期間 訓練期間	OA事務初級科 8人 R7.8.19～R7.9.30 R7.10.15～R8.1.14
田辺 公共職業 安定所 管轄内	訓練科 定員 募集期間 訓練期間	OA事務初級科 8人 R7.11.4～R7.12.11 R7.12.26～R8.3.25
新宮 公共職業 安定所 管轄内	訓練科 定員 募集期間 訓練期間	OA事務初級科 8人 R7.10.14～R7.11.26 R7.12.11～R8.3.10

② 知識・技能等習得コース（障害者向け日本版デュアルシステム）

分野 地域	訓練コース	事務分野
田辺 公共職業 安定所 管轄内	訓練科 定員 募集期間 訓練期間	介護実習・パソコン科 8人 R7.10.6～R7.11.18 R7.12.4～R8.3.3

2 応募の資格

次の各号に定める要件を全て満たす者とする。

- (1) 県税並びに消費税及び地方消費税に係る徴収金に未納がないこと。
- (2) 次の①から⑤までのいずれにも該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加資格を有しない者。
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は申立てをされた者。
 - ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は申立てをされた者。
 - ④ 和歌山県から業務等に関し、指名停止又は資格停止を受けている期間中である者。
 - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は暴力団等が経営に実質的に関与している者及び暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者。
- (3) 事業を適切に運営できる組織体制、職員数を備えており、教育訓練を実施する上で必要となる教室、設備、備品等を所有又は賃貸借契約により常に使用できる状態であること。
- (4) 教育訓練を効果的に指導できる専門知識、能力、経験を有する講師が、講座を適正に運営するために十分確保されていること。

3 プロポーザル実施スケジュール

内容	締切日時	提出先
事前説明会申込	令和7年5月27日（火） 17時まで	労働政策課 片岡
オンライン（Microsoft Teams） 説明会開催	令和7年5月29日（木）	電子申請システムにて 申請
質問受付	令和7年6月10日（火） 17時まで	労働政策課 片岡

受付けた質問は令和7年6月13日（金） 17時までには回答する。			電子申請システムにて 申請
企画提案書提出	令和7年6月19日（木） 17時まで	関係書類 一式	6（4）参照

※ 評価結果公表は、令和7年7月下旬予定

4 事前説明会の開催

事前説明会の参加は応募の必須要件ではなく、希望者のみとする。

事前説明会の参加の有無は企画書の評価に影響しない。

(1) 開催場所・日時

オンライン（Microsoft Teams）

令和7年5月29日（木）10時00から11時00分まで

(2) 対象者

1の（3）に示す訓練コースに応募予定の事業者のうち、事前説明会への参加希望者。

(3) 申込先

和歌山県 労働政策課 片岡あて

(4) 申込方法

電子申請システムで申込すること。

申込締切日時：令和7年5月27日（火）17時まで

(5) その他

① 申込フォームや説明会URL、当日の説明内容や質疑応答については、和歌山県労働政策課のハロートレーニングホームページにて公表する。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060600/05syoku/ritennsyoku.html>

② オンライン説明会参加する際の注意事項

ア 参加者名（アカウント名）に事業者名を必ず入力し、1業者1アカウントで参加すること。

イ マイクをOFFに設定しオンライン会議へ入室すること。ただし、会議中、質問等がある場合は、マイクをONに変更して質問等を行うこと。

ウ カメラの設定はON、OFFどちらでも良い。

5 企画書募集に対する質問及び回答

このプロポーザルの実施内容について、次のとおり質問書を受け付ける。

(1) 質問期限

令和7年6月10日（火）17時まで

(2) 質問先

和歌山県 労働政策課 片岡あて

(3) 質問方法

電子申請システムにて質問すること。電子申請用のURLは、和歌山県労働政策課のハロートレーニングホームページにて公表する。

(4) 回答

令和7年6月13日(金)17時までに、和歌山県労働政策課のハロートレーニングホームページに掲載する。

6 企画書の提出書類、提出部数及び提出期限等

企画提案に参加する事業者は、1の(3)に示す訓練コース(実施地域、実施期間)ごとに企画書を作成・提出すること。

(1) 訓練に関する提出書類の提出

① 障害者委託訓練企画書(様式1-1~2)

② 障害者委託訓練の要素別点検表(様式2)

別添1 訓練実施施設の教室面積(平面図も添付すること)

別添2 パソコン設置状況とソフトウェア

※パソコンを使用する訓練コースのみ提出

※企画提案書提出期限までに「訓練期間中サポート期限内のOS、ソフト」を使用した訓練環境を整えることができない場合、企画提案書には、「訓練期間中サポート期限内となる購入予定のOS、ソフト名」を記入し、訓練受講生募集開始日の10日前までに、記載した「OS、ソフト」を用いて訓練を行えるようにパソコン環境を整えること。

③ 実施施設の概要(様式3)

④ 講師名簿(様式4)

⑤ 使用教材一覧表(様式5)

⑥ 訓練及び就職支援等実施内容(様式6)

⑦ 障害者委託訓練実施予定表(様式7)

⑧ 経費見積書(様式8-1~2)

⑨ 実習予定先企業調書(様式9)

※職場実習を実施する場合のみ。

⑩ 委託訓練カリキュラム(様式10-1~2)

⑪ 誓約書(様式11)

⑫ 公募開始月を基準として、過去3年(令和4年6月から令和7年5月)の間に、受託しようとするカリキュラムと同等の教育訓練を実施している場合は、当該期間に実施した訓練について1年ごとに1コースの認定書、内定通知、契約書の写し等

※管轄する学院が実施した職業訓練については省略することができる。

※訓練実施施設が新設等の理由により、教育訓練コース(科)の実施実績がない場合は、受託希望団体の実施実績を提出する。

(2) 訓練実施施設に関する添付資料

① 雇用保険適用事業所設置届(写)(設置届を提出している場合)

- ② 訓練実施責任者を常用雇用していることを確認できる書類等（写）（常用雇用している場合のみ）

ア 社会保険に加入している場合

健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（写）

イ 雇用保険に加入している場合

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写）

ウ 上記の保険に加入できない場合

源泉徴収簿又は賃金台帳等（写）

- ③ 法人にあっては登記事項証明書（写）、個人にあっては住民票（本人のみ、本籍・続柄・マイナンバー不要）（写）

- ④ 和歌山県が発行した、県税（延滞金を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる証明書（写）

- ⑤ 税務署長が発行した、消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書（写）

※③、④、⑤の提出を省略する場合

「和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱」（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、当該資料の提出を省略することができる。

ただし、代わりに競争入札参加資格決定通知書等（写）を提出すること。

- ⑥ 実施施設（実習等の再委託予定先施設を含む。）紹介パンフレット等

- ⑦ 施設（自習室、男女別トイレ、障害者用トイレ、駐車場含む。）案内図・配置図・災害時避難場所までの避難経路が分かるもの

※⑥に施設案内図・配置図、避難経路図が記載されている場合は、⑦を省略することができる。ただし、⑥の記載内容（施設名称等）が企画提案書類記載内容と一致しないときは、省略することはできない。

- ⑧ 訓練実施施設及び駐車場に関する不動産登記簿事項証明書（写）又は賃貸借契約書（写）

※駐車場を賃貸により確保する場合、企画提案提出時に必要書類が提出できないときは、提案業者責任者又は貸借人から訓練開時始に駐車場の確保ができる旨を記載した確約書（写）（書式自由）を提出すること。

- ⑨ 写真（建物外観、教室、就職相談室、事務室、自習室、男女別トイレ、障害者用トイレ、駐車場等訓練に係る施設）

(3) 提出期限

令和7年6月19日（木）17時まで

(4) 企画書の提出先

田辺産業技術専門学院実施分：田辺産業技術専門学院 中山あて

〒646-0011 田辺市新庄町1745-2

TEL：0739-22-2259

(5) 提出方法

- ① 各様式は、電子申請システム又は紙にて提出すること。
- ② 提出時、各様式の網掛け部分は全て色を白にすること。
- ③ 電子申請システムで提出する場合

ア 6（１）、（２）の記載順に提出書類を揃え提案科ごとに、一つの「PDFファイル」にまとめ、電子申請システムにてアップロードする。このとき、PDFファイル名は、県指定の提案科名とする。

各様式のエクセルシートデータを直接PDFファイルへ変換すること。1つのPDFファイルのサイズ上限は10MBとする。

イ 複数科を提案する場合、複数科コースの「PDFファイル」を一つの圧縮ファイルにまとめる必要はなく、1ファイルごとにアップロードする。各ファイルの合計サイズ上限は100MBとする。サイズ上限を超える場合は、6（４）記載の訓練を管轄する学院へ連絡し、対応について相談すること。

- ④ 紙により、直接提出（持参）又は郵送（書留で提出期限必着）する場合】

ア 提出する部数は6（１）及び（２）をそれぞれ1部提出すること。

イ 6（１）、（２）の記載順に提出書類を揃えクリアファイルへ入れ提出すること。

ウ 様式ごとにインデックスをつける必要はない。

エ 直接提出（持参）する場合、受付時間は、平日の9時から17時までとする。ただし、学院の昼休憩時間は除くこと（田辺産業技術専門学院：11時30分～12時30分）

（６） 提出に当たっての留意事項

- ① 企画書は、真に実施可能な訓練科の数を踏まえて提出すること。
- ② 提出された企画書は、その事由の如何に関わらず、変更（和歌山県が補正等を求める場合を除く。）又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- ③ 提出された企画書は、提出者に無断で使用しない。
- ④ 提出された企画書は、条例に基づく情報公開請求の対象となる。
- ⑤ 応募者は、企画書の提出をもって、募集要領等の記載内容に同意したものとす
- る。
- ⑥ 応募に要する経費の全ては応募者の負担とする。
- ⑦ 企画書の作成に当たっては、要領添付の様式を和歌山県労働政策課のハロートレーニングホームページからダウンロードし使用すること。
- ⑧ 電子申請用のURLは、和歌山県労働政策課のハロートレーニングホームページに記載する。

7 評価方法

- （１） 提出された企画書の内容等を確認するため、必要に応じて実態調査を行う。
- （２） 学院及び別に定める離転職者等職業訓練・障害者委託訓練の委託先選定に係る企画書評価会議（以下「評価会議」という。）が、別表の評価項目及び評価内容に基づき、訓練コースごと（実施地域、訓練期間ごと）に、提出された企画書に

ついて評価を行う。

ただし、得点が評価総点数の5割に満たない場合は、委託の対象外とする。

- (3) 評価の結果は、和歌山県労働政策課のハロートレーニングホームページに掲載するとともに、応募者に遅滞なく通知する。

- (4) 評価結果通知日
令和7年7月下旬頃

8 評価対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、評価の対象から除外するものとする。

- (1) 評価会議委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- (2) 他の応募者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 企画書に虚偽の記載を行うこと。
- (4) 応募資格を満たさない者が企画提案をした場合。
- (5) 6（1）、（2）に示す必要書類が提出されない場合。
- (6) 募集要領等に違反すると認められる場合。
- (7) 10に定める応募の制限（欠格要件）に該当する者。
- (8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

9 契約の締結

- (1) 委託先内定者に選定されても、委託先として内定したにとどまり、委託契約をもって正式決定とする。

なお、委託先内定者が契約を辞退する等契約に至らない場合は、評価結果において評価が次点の者を委託先内定者とする。

- (2) 実施訓練コースに係る受講希望者の募集は、学院が公共職業安定所を通じて行うこととし、受講者数が確定次第、契約を締結するものとする。

10 応募の制限（欠格要件）

8の（1）、（2）、（3）又は（8）に該当することが明らかになった者、偽りその他不正な行為を行い、又は行おうとしたことが明らかになった者については、不正行為に係る処分を通知した日から5年以内の期間について定め、受託機会を与えないものとする。なお、他の要綱に基づく委託訓練や求職者支援訓練において不正行為があった場合も同様とする。

評 価 項 目 及 び 評 価 内 容

○（審査内容 1）

(1) 実施団体（16点）

評価項目		評価基準
雇用保険適用事業所	雇用保険の適用事業所であるか。	雇用保険の
		適用事業所である場合 [2点]
過去の事業実績	過去の事業実績から、安定した訓練の運営が見込まれるか。	同等の訓練科実績が
		3年以上 [6点]
		3年未満～2年以上 [4点]
		2年未満～1年以上 [2点]
本社・本部等	本社・本部等が県内にあるか。	実績なし —
		本社・本部等が県内に
		ある。 [8点]

(2) 訓練実施体制（21点）

評価項目		評価基準
最低実施人数	最低実施人数の定員に対する割合	最低実施人数が定員の
		3割未満でも実施可能 [7点]
		3割以上4割未満 [5点]
		4割以上5割未満 [3点]
施設設備	施設設備は充実しているか。	受講生一人当たりの教室面積が（端数処理は行わない）
		2.50㎡以上 [3点]
		訓練時間外に利用できる教室等（自習室：全面禁煙）が
		設置されている。 [3点]
		同一建物内に障害者用トイレが
		設置されており、便房は広さが200cm×200cm程度・車いすの回転スペースが確保されている。 [5点]
		設置されている。 [3点]
		建物進入口から教室、実習室等訓練に必要な施設に車いす等で介助なく
		移動することができる。 [3点]

(3) 就職支援体制（9点）

評価項目		評価基準
就職支援体制	就職支援に係る責任者及び担当者が配置されているか。	就職支援に係る責任者に加え担当者が配置されている。 [5点]
		就職支援責任者又は担当者に、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の3に規定するキャリアコンサルタント等(※)が配置されている。（責任者の場合） [4点]
		配置されている。（担当者の場合） [3点]

※ 職業能力開発促進法(以下「能開法」とする。)第30条の3に規定するキャリアコンサルタント、キャリアコンサルティング技能士(1級又は2級)又は能開法第28条第2項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者。

(4) 見積額（価格点）（4点）

評価項目	評価基準
訓練コース毎の提案について、最も低い見積額を最高得点とし、これを基準に各提案見積額と比較して評価する。	価格点の計算方法 $4 \text{ 点} \times \frac{\text{提案訓練コース最低見積額}}{\text{応募者見積額}} = \text{得点}$ ※見積額は、一人一月当たりの費用（税抜額）とする。 ※上記の計算式をもって算出した数値の小数点以下第2位を四捨五入した数値を得点とする。

○（審査内容 2）

(1) 訓練内容（30点）

評価項目		評価基準
訓練内容	訓練効果を高めるための工夫等が充実していること。	目標とする資格取得に向けた取組
		[0点～15点]
		これまでのノウハウを活かした訓練効果を高めるための工夫等
		[0点～15点]

(2) 就職支援内容（20点）

評価項目		評価基準
就職支援内容	今回計画している就職支援の内容が充実していること。	今回計画している就職支援の内容
		[0点～10点]
	障害者の就労支援等に関する実績が豊富であること。	障害者の就労支援に関するこれまでの取組状況等
		[0点～10点]